

## 「霧島しごと維新」連絡協議会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市のふるさと創生総合戦略の人口13万人の目標達成のため、中学生や中学校等の教職員及び保護者が、地元で働くことの意義や仕事内容の理解を深める「中学生の挑戦!『霧島しごと維新』」(以下「しごと維新」)事業の円滑な運営や効果的实施に向けた連絡調整を行う、「しごと維新」連絡協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定める。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次における事項を協議する。

- (1) 中学生や教職員の地元企業等への職場体験や企業等訪問実施に関する事項
- (2) 中学生や教職員が地元企業に目を向けるための事業内容に関する事項
- (3) この他協議会において必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

### (委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる関係機関、団体等から推薦された委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 経済団体代表
  - (2) 青年会議所代表
  - (3) 特産品協会代表
  - (4) 農業関係団体代表
  - (5) 中学校校長会代表
  - (6) 市内公立高等学校長代表
  - (7) 中学校PTA代表
  - (8) 市商工振興行政担当者
  - (9) その他教育長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 協議会に会長(1人)及び副会長(1人)を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、年2回開催する。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局を学校教育課に置く。

### (経費)

第8条 謝金及び旅費は、霧島市から本人に支払う。また、委員の報酬費及び旅費の額については、平成30年度霧島市報償費単価及び霧島市職員等の旅費支給規則に準ずるものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。